

## 議案第123号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

病院の診療科目のうち神経内科の名称を脳神経内科に変更するため、この条例を制定するものである。